

平成29年度

第 1 2 回 佐々町農業委員会総会議事録

平成30年3月26日(月)

佐々町農業委員会

平成30年3月 第12回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 平成30年3月26日(月)午後1時30分
 2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室
 3. 開 会 平成30年3月26日(月)午後1時30分

4. 出席委員 (15名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	藤永 九市 君	2	吉野 裕 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	井手 俊博 君
7	和田 貞子 君	8	池田 邦義 君	9	濱野 卓也 君
10	山下 夕見子君	13	坂口 隆英 君		
15	森田 謙介 君	16	林 勇作 君	18	筒井 浩一 君
19	大瀬 敏幸 君				

5. 欠席委員 (3名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
11	寶持 雅祥 君	12	吉永 勝彦 君	17	湯村 速雄 君

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君	書記	上野 靖一郎君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
6	井手 俊博 君	7	和田 貞子 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 あっせん申し出の取下げについて

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第3号 一時転用届出書の期間延長について

(4) 審議事項

第51号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第52号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第53号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第54号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

第55号議案 農用地利用配分計画（案）の承認について

(5) その他

①全国農業新聞の佐々町掲載について

②5月定例会の日程について

③その他

事務局長（金子 剛君）事務局。皆さん、こんにちは。定刻より早いんですが、皆さんお揃いになりましたので、只今から平成29年度 第12回 佐々町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして、藤永会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（藤永 九市君）皆さん、こんにちは。今日は、第12回の総会ということでご案内いたしましたけども、皆さんお忙しい中、ご出席を賜りありがとうございました。今年度、最後の総会にあたります。今年は長い寒波が続きましたし、最近では春の嵐で、雨も多く非常に天候が悪い状況が続いておりましたけども、このところ春らしい温暖な天候に変わりました。皆さん、忙しい状況に仕事もできない状態にあられたと思えますけども、週間予報を見ましても晴れの予報が続いておまして、雨の予報はないようです。今までできなかった分の仕事をなされるわけですけども、体に十分注意しながら頑張ってくださいと思います。兼ねてから、農業委員会活動につきまして、農地利用集積、再設定の件につきましても、96件ございましたけども、そのような

中で活動されている皆さんに大変感謝を申しあげる次第であります。今日は、案件そのものは少ない感じがいたしますけども、前もって、五役会で検討をいたしております。どうぞ、慎重審議をいただきまして、事務局案にご承認いただければ幸いです。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

事務局長（金子 剛君）事務局。ありがとうございます。本日の出席委員は農業委員11名、推進委員4名の出席で定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を藤永会長にお願いいたします。

議長（藤永 九市君）それでは議長を務めさせていただきます。案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ） それでは、これより議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号6番 井手委員、議席番号7番 和田委員を指名しますので、よろしくお願ひします。以上で、日程（2）を終わります。次に、日程（3）報告事項に入ります。報告第1号 あっせん申し出の取り下げについて、事務局の説明をお願いします。事務局。

事務局長（金子 剛君）事務局。1ページをお開きください。朗読説明をいたします。報告第1号 住所 佐々町江里免 氏名 ○○ ○。平成29年3月13日に提出しておりました下記農地の「あっせん申出」については、取り下げをいたします。土地の所在 佐々町野寄免字前田、田、1, 278㎡。同じく、野寄免字前田、田、909㎡、同じく、野寄免字前田、田、357㎡、同じく、野寄免字前田、田、1, 388㎡、平野免字壺銭替、田、2, 360㎡。2ページをお開きください。あっせんの申し出があった時の申出書を添付しております。事務局からは以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。この件につきまして、ご質問等ございませんか。ないようですので次に移ります。報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局長（金子 剛君）事務局。3ページをお願いします。報告第2号の朗読説明をいたします。農地法第18条第6項の規定による通知書。通知者 貸貸人 佐々町江里免 ○○ ○。賃借人 佐々町木場免 ●● ●●。下記土地について貸貸借の合意解約をしたいので、農地法第18条第6項の規定により通知します。2番の土地の所在でございます。佐々町平野免字長田。地目 台帳・現況ともに田。面積923㎡でござ

います。この合意解約につきましては、第51号議案の第3条の関係での合意解約となっております。あともって説明をさせていただきたいと思います。以上でございます。

議長（藤永 九市君）ただ今、事務局の説明が終わりました。これについて皆さま方から何かございませんか。ないようですので、次の報告第3号に移りたいと思います。一時転用届出書の期間延長について、事務局からの説明をお願いいたします。事務局。事務局長（金子 剛君）事務局。5ページをお願いいたします。報告第3号 一時転用届出書。借人 佐々町役場建設課 建設課課長。貸人 佐々町野寄免 ○○ ○○。耕作者は同じでございます。施工業者が、株式会社●●● 佐々営業所 所長 ● ● ●。29佐農委第274号で届出済みの下記の工事について、農地の一時転用期間の延長について承諾願いますということで、届出書がでております。目的については、平成29年度 町道野寄線道路改良工事2工区（その1）を施工するにあたり、関係住民の駐車場として使用するためということでございます。施工業者につきましては、株式会社●●建設 佐々営業所。施工の場所でございますけども、所有者が○○○。農地の所在が、佐々町野寄免。地目 田。地積1,333㎡のうち、一時転用面積が138㎡でございます。転用の期間でございますけども、今年の1月の終わりに申請が出ておりました。その時は、平成30年1月26日から平成30年3月31日までとなっておりますけども、平成30年5月31日までの期間延長の報告がっております。6ページに確約書を添付しております。7ページに図面を添付しております。以上です。

議長（藤永 九市君）事務局からの説明が終わりました。これにつきまして、皆さん方からのご質問をお受けしますが、何かございませんでしょうか。2番。

2番（吉野 裕君）2番。工期の延長はやむを得ないということかもしれませんが、小刻みな延長の申請ではなくて、ある程度、当初から余裕をもって期間を書いてもらえれば、1、2か月おきに報告を受けなくてもよいのではないかと思いますので、関係機関の方には、余裕をもって出していただけるようお願いしたいと思います。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局。委員さんのおっしゃるとおりでございます。これは確認をしたんですけども、平成30年3月31日が年度替わりということで、3月31日までということで出したという報告を受けております。

議長（藤永 九市君）2番委員、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）他にございませんでしょうか。ないようですので、

報告第3号につきましてはこれで終わりたいと思います。よろしいでしょうか。以上で日程(3)の報告事項を終わらせていただきます。ありがとうございました。次に、日程(4)審議事項に移ります。第51号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局長(金子 剛君)事務局。8ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。第51号議案 農地法第3条の規定による許可申請について。申請人 譲受人 北松浦郡佐々町平野免 △△ △(農業・建設業)。譲渡人 北松浦郡佐々町江里免 ▲▲ ▲(農業)。農地の所在 平野免字老銭替。地目 台帳・現況ともに田。面積2,360㎡。同じく、平野免字長田。地目 台帳・現況ともに田。面積923㎡。同じく、平野免字平野原。地目 台帳・現況ともに田。面積853㎡。同じく、平野免字平野原。地目 台帳・現況ともに田。面積1,078㎡。野寄免字前田。地目 台帳・現況ともに田。面積1,278㎡。同じく、野寄免字前田。地目 台帳・現況ともに田。面積909㎡。同じく野寄免字前田。地目 台帳・現況ともに田。面積1,388㎡。以上7筆でございます。耕作者につきましては、△△ △。申請の理由 許可後、直ちに所有権の移転をしたいということでございます。経営面積につきましては、譲受人 田10,345㎡、畑3,496㎡、合計13,841㎡でございます。譲渡人は0でございます。譲受人の稼働人員としては、2名となっております。9ページに農地法第3条の規定による許可申請書の写しを添付しております。12ページをお願いいたします。(2)でございますけども、農機具等、又は家畜でございますけども、△△ △さんが現在所有をしておられる、農機具については耕運機、管理機、草刈機が所有物となっております。それから、トラクター、コンバイン、田植機につきましては、リースと書いてありますけども、お一人雇用をされて、耕作したいということでお聞きしておりますので、その方の持ち物ということでリースというかたちで記入しております。事務局の説明は以上です。

議長(藤永 九市君)ありがとうございました。地元委員の補足説明をお願いいたします。

18番。

18番(筒井 浩一君)18番。先日、△△ △さんとお会いしたんですけども、▲▲さんにも迷惑をかけられないから、自分で耕作しようかなというお話を▲▲さんにしたら、▲▲さんも協力するから自分でしてみたらというお話だったそうです。私も、この農地を借りて作っていたんですけども、そういうことなら、この農地も一緒に作ってみたらということで、今回、契約の更新をせずに戻すことにしました。私も何かと協力しようと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございます。ただ今、筒井推進委員より補足説明をいただきました。これより質疑をお受けしたいと思えます。皆さん方から質問等ございましたら、挙手のうえお願いいたします。何かございませんか。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局。すみません。言い忘れておりました。再度8ページをお願いいたします。農地の所在で2段目の、平野免字長田とございますが、ここが平成32年4月まで利用集積で契約がございましたので、報告第2号にありました合意解約が出ているという状況です。以上です。

議長（藤永 九市君）他にご質問はございませんか。ないようですので、この件につきまして採決を行います。承認される方の挙手をお願いいたします。ありがとうございます。賛成多数により決定をさせていただきます。ありがとうございました。次に、第52号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局長（金子 剛君）事務局。21ページをお願いします。第52号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。申請人 譲受人 佐世保市赤崎町 □□□株式会社 代表取締役 □□ □□（建設業）。譲渡人 東京都新宿区北新宿二丁目 ■■ ■■（無職）。農地の所在 羽須和免字牧崎。地目 台帳・現況ともに畑。面積215㎡。転用の目的 専用住宅の建築。施設 建売住宅1棟2階建て66.24㎡。耕作者はなし。申請の理由 専用住宅を建設するためということで申請があがっております。それから、先ほど差し替えました図面の方をお願いしたいと思います。これにつきましては1月の総会の折に、審議をさせていただいております。継続審議ということになっておりました。その時は、この緑の線ですが合併浄化槽ということで、これの放流水を、上の方に四角く書かれているところがありますが、これが水路でございます。これに放流するという計画でございます。青の点線が雨水ですね。これも水路の方に放流するということでの計画でした。ここがなかなか承諾が得られないということで、再度、事務局、地元委員と審議をいたしまして、結果、この緑の線のところを、ここが下水道の区域でもございますので、下水道の方に直結するというので、水道課とも協議済みで決定をいたしております。この下水については水路放流ではございません。下水を通して排水というかたちになります。それから、雨水でございますけれども、雨水については、ここも当初は水路放流ということだったんですけれども、水路放流は水路放流なんですけれども、放流するところを変更いたしております。放流につきましては上の方の長方形のところは水路だったんですけれども、その反対側の方に配管を入れまして、下に牧崎団地がござい

けども、その水路の方に放流をいたしまして、結局は下の羽須和川に放流にはなるんですけども、ルートを変えて放流をするという計画をさせていただいております。以上です。

議長（藤永 九市君）ただ今、事務局の説明が終わりました。先ほど事務局長が申しましたように、これにつきましては、第10回総会の1月26日ですね、継続審議として、懸案事項の一つでありました。これにつきましては、色々のご尽力いただいておりますけども、地元委員の補足説明をお願いいたします。8番。

8番（池田 邦義君）8番。今、事務局からありましたように、この雨水を既存の側溝に流すということが問題になりまして、下の方に〇〇 〇〇さん宅のいちごの苗があります。ちょっとオーバーフローするんじゃないかなという心配もありまして、□□□さん、事務局長、役場関係、公的機関で話し合いをしまして、□□□さんが新設をするということで落ち着きを取り戻したような状態です。それに、下水道もですね私も昨日お聞きしたんですけども、ここが下水道の埋設地域で、合併浄化槽の地域ではないそうなんですよ。それを1月の農業委員会の前に、現地調査を建設課としたんですけども、その時はまだ分からなかったんですよ。水道課の窓口で受け付けをした人が、勘違いされたのか分かりませんが、合併浄化槽じゃないと駄目だというような言い方をされて、継続審議になっている状態です。これはある人から聞いたところ、ここは合併浄化槽ではなくて、下水道地域だから下水道に繋がらないといけないということで、前回の農業委員会には間に合わなかったような状態です。これが間に合っていれば、もう少し早く審議もできたのではないかなと私は思っております。皆さんのご審議をお願いいたします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございます。ただ今、地元委員の補足説明もいただきました。これより質疑に入りたいと思います。皆さま方のご意見等ございましたらお受けいたします。これにつきましてはご質問はございませんでしょうか。ないようでございますので採決を行いたいと思います。この案件につきまして、承認をいただける方の挙手をお願いいたします。ありがとうございます。全会一致で承認をいただきました。これにつきましては、許可相当として長崎県に進達することといたします。ありがとうございます。次に第53号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。事務局。

事務局長（金子 剛君）事務局。51ページをお願いします。第53号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。申請人 譲受人 北松浦郡佐々町木場免 〇〇 〇〇。譲渡人 佐世保市小佐々町白ノ浦 ●● ●。

農地の所在 木場免字開。地目 台帳・現況ともに畑。面積101㎡。転用の目的 家庭菜園。施設はなしです。耕作者 ●●●。申請の理由 隣接している土地付き建物の所有者である譲受人が家庭菜園として利用するためということです。これにつきましては、申請書に家の図面等を付けておりますけども、●●さんが宅地として売却されております。今回の申請については、家は関係ないんですけども、その中の一部の101㎡が農地になっております。57ページを見ていただきますと、黄色で記したところに現在、家が建っております。赤く記されているところが農地としてございますので、ここの売買をされたいということで申請が出ております。以上です。

議長（藤永 九市君）地元委員の補足説明をお願いします。6番。

6番（井手 俊博君）6番。ただ今、事務局から説明があったとおりでございます。住宅敷地に隣接しており、今後も現状のまま家庭菜園用地として、野菜を栽培されるということです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございます。事務局に引き続き、地元委員の補足説明も終わりました。これより、皆さん方からのご質問をお受けします。これにつきましてご質問はございませんでしょうか。4番。

4番（藤永 茂君）4番。この写真を見ますと、畑として使うことに問題はありませんが、道路があります。泥が道路に流れ出るということはないのでしょうか。側溝もありますので、そこに泥が流れないように策を講じてあるのかなと思ひまして。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局。今の委員さんのご質問でございますけども、計画につきましては、現状のまま利用したいということで申請があがっております。以上です。

議長（藤永 九市君）これにつきましては、私の入口ですからよく分かっておりますけども、畔がないという意味の一つだと思います。周りをセメント舗装されておりますけども、あえて心配することはないかなと思うんですけども、この件につきましては、私の方からも〇〇さんに口添えしておきたいと思ひます。そういうことでお願いしたいと思ひます。他にございませんでしょうか。ないようですので、これよりお諮りいたします。この件につきまして、承認される方の挙手をお願いいたします。ありがとうございます。全会一致で承認をいただきました。許可相当として長崎県に進達することといたします。ありがとうございます。次に移ります。第54号、第55号は関連がございますので一括上程をいたしますが、いかがでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ）ありがとうございます。第54号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）と、第55号議案 農用地利用配分計画（案）

の承認についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。事務局長。事務局長（金子 剛君）事務局。63ページをお願いします。朗読説明をいたします。第54号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求めます。平成30年3月26日 佐々町農業委員会 会長。64ページをお願いいたします。佐々町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第4の1の（5）の規定による農用地利用集積計画でございます。今回、3件あがっております。今回の地目につきましては田のみでありまして、合計が5,788㎡でございます。66ページをお願いいたします。第55号議案の朗読説明をいたします。農用地利用配分計画（案）の承認について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画（案）を定めたいので、本委員会の承認を求めます。平成30年3月26日 佐々町農業委員会 会長。67ページをお願いいたします。先ほどの3件で面積も同じでございます。以上です。

議長（藤永 九市君）第54号議案、55号議案の説明が終わりました。皆さん方の質問をお受けしたいと思います。ご質問はございませんでしょうか。ないようでございますので、採決を行います。まず、第54号議案の農用地利用集積計画の承認について、賛成の方の挙手をお願いいたします。ありがとうございます。全会一致で承認をいただきました。次に、第55号議案の農用地利用配分計画（案）の承認について、賛成の方の挙手をお願いいたします。ありがとうございます。全会一致で承認をいただきました。異議なしということで、長崎県農業振興公社へ、計画書を提出することといたします。ありがとうございます。これで審議事項を終えたいと思います。次にその他に移ります。日程（5）のその他について、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局。その他の①全国農業新聞の佐々町掲載についてですが、68ページをお願いします。今回、農業新聞の方に佐々町が担当ということで、県の農業会議の方から依頼を受けまして、今回、新規就農者で〇〇さんご夫婦に記事の依頼をいたしまして、内容は、「ゼロからの出発」とタイトルを付けまして、作文をしていただいているという状況でございます。この記事につきましては、皆さまのお手元に届いているかと思うんですけども、3月23日付の全国農業新聞に、輝く女性ということで記事を載せさせていただいております。以上です。

議長（藤永 九市君）これにつきまして何かございませんか。15番 森田推進委員。

15番（森田 謙介君）15番。この方はどこでイチゴを栽培されているのでしょうか。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局。〇〇さんのイチゴのハウスにつきましては、佐々小学校を左に行ったら橋があると思うんですね。

（ 私語あり ）

議長（藤永 九市君）すみません。暫時休憩といたします。

（休 憩 午後 2時10分）

（会議再開 午後 2時12分）

議長（藤永 九市君）会を再開いたします。続きまして、その他②につきまして、事務局お願いいたします。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局。②の定例会の日程でございますけども、まず、その前に4月につきましては、4月25日に決定をいたしております。5月の定例会の日程でございますけども、いかがいたしましょうか。

議長（藤永 九市君）事務局案としても考えておりませんので、また暫く休憩を取りまして決めたいと思います。暫時休憩といたします。

（休 憩 午後 2時14分）

（会議再開 午後 2時15分）

議長（藤永 九市君）会を再開いたします。事務局長お願いいたします。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局。5月の定例会の日程でございますけども、5月25日金曜日、午後1時30分からということで決定をさせていただきます。5役会につきましては5月18日の午後1時30分からです。また、5月25日の開催につきましては、開催通知書をお送りいたします。5役会につきましては、前日に電話連絡をさせていただきたいと思います。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございます。繰り返します。5月定例会は5月25日金曜日です。午後1時30分ということでご了解いただければと思います。これにつきまして、何かございませんか。次にその他ですが、事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局。お手元に2018年4月からの活動ノートを配布しております。2017年の活動ノートにつきましては、農業委員会の方に早めに提出をしていただきたいと思います。前担当の方からも話があったかと思いますが、活動の報酬につきましては、11月からもらわれていないと思うんですね。今回の利用集積につきましてもまとめて報酬を出させていただきたいと思いますが、報酬内容が変わりまして、時間の840円で報酬を出させていただくようにしたいと思っております。今度の4月からですね。今までは日当でもらわれていたと思うんですけども、

4月からは時間給での支払いになりますので、ノートの方にもしつかり時間を記入していただき、報告をしていただきたいと思います。以上です。

議長（藤永 九市君）事務局からの説明が終わりましたけども、これにつきまして皆さん方から何かございませんか。暫時休憩といたします。

（休 憩 午後 2時16分）

（会議再開 午後 2時47分）

議長（藤永 九市君）会を再開いたします。活動記録簿につきましての記録、報酬等に関連しまして事務局長から説明をいただきました。なお、休憩中に研修の件につきましてもお話をいただきました。それをまとめていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。事務局長から報告をお願いしたいと思います。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局。活動の報酬につきまして、昨年の7月以降の活動報酬につきましては時給制となっております。時給制となっておりますけども、今年度については、各委員さん、活動記録簿に時間を書かれていない方もいらっしゃいますので、今年度につきましては事務局の方で調整をさせていただきたいと思っております。平成30年4月からにつきましては、今回配布いたしました活動記録簿に時間をきちんと書いていただきまして、事務局が提示したときに、活動記録簿を提出していただければと思います。研修の件につきましては、今までどおり3年に一度大型研修ということで、30年度につきましては2泊3日で国内での大型研修をさせていただきたいと思っております。積み立てにつきましても、今までどおり、報酬から天引きをさせていただきまして、30年度の研修に挑みたいと思っております。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。ただ今の説明でよろしいでしょうか。皆さま方から何かありましたらお受けします。ありませんか。ないようですので、今日は案件は少なかつたんですけども、有意義な意見が休憩中にも出ました。ご審議をいただきましたこと、感謝を申し上げます。春爛漫と言いますか、今後もいい天気が続きますので、今までできなかった仕事を取り返すつもりで、農作業に取り組んでいただきたいと思ひますし、また、農業委員会の活動につきましても皆さま方のご活躍をお祈り申し上げたいと思ひます。本日は、これもちまして総会を終わらせていただきたいと思ひます。慎重審議をいただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

(閉 会 午後 2時50分)

上記のとおり相違ありません。

会 長 藤 永 九 市

会議録署名委員

井手 俊博

会議録署名委員

和田 貞子

